

出席停止期間の基準：「**発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで**」

発症日は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38℃程度の発熱等）が始まった日です。そのため、受診時に医師に発症日を確認することが必要となります。

		発症日 (発症当日) 0日目	発症後5日を経過					発症後5日を経過した後		
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例 1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※その後は、解熱した日に準じて出席停止日が延長されます。

※発症日を0日目とします。解熱した次の日が「解熱後1日目」となります。

※出校する際には、治癒証明書を持参してください。(治癒証明書は、2ページ目にあります)

インフルエンザ等による出席停止について

下記の病気は、学校保健安全法により、他の生徒に感染するおそれのある間は、登校できません。

- 第一種感染症** エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）及び、新型コロナウイルス感染症
- 第二種感染症** インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、及び 髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種感染症** コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

■治癒または感染のおそれがないと、医師から登校の許可が出ましたら、医療機関で治癒証明書を記入していただき、学校へ提出してください。学校の様式以外の証明書、診断書でも構いません。

■証明書等について不明な点がありましたら、担任または養護教諭にご相談ください

切
り
取
り
線

治癒証明書

愛知県立尾北高等学校長 殿

年 組 氏名

病名

治療期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

印